

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
調査委託契約標準契約書 平成15年10月 1日制定 （中略） 2024年 3月29日改正 <u>2025年 3月28日改正</u> （目 次） 1. 調査委託契約標準契約書雛型 2. 調査委託契約約款 （1）約款本文 第1章 委託業務の実施（第1条－第6条） 第2章 変更手続（第7条－第8条） 第3章 概算払・確定（第9条－第16条） 第4章 成果の取扱（第17条－第19条） 第5章 雑則（第20条－第38条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>別紙</u> （4）<u>調査委託費積算基準</u> 1. 調査委託契約標準契約書雛型 （略） 第1条 ～ 第6条 （略） <u>（為替レートの約定）</u>	調査委託契約標準契約書 平成15年10月 1日制定 （中略） 2024年 3月29日改正 （目 次） 1. 調査委託契約標準契約書雛型 2. 調査委託契約約款 （1）約款本文 第1章 委託業務の実施（第1条－第6条） 第2章 変更手続（第7条－第8条） 第3章 概算払・確定（第9条－第16条） 第4章 成果の取扱（第17条－第19条） 第5章 雑則（第20条－第38条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>調査委託契約約款別表</u> （4）<u>調査委託費積算基準</u> 1. 調査委託契約標準契約書雛型 （略） 第1条 ～ 第6条 （略） <u>（新設）</u>

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
<u>第7条 乙（再委託先又は共同実施先を含む。）が日本国以外の国の法令に基づいて設立された法人等であり、委託業務の実施に要する経費を支出する通貨が、〇〇である場合には、本契約において甲の負担すべき額を円貨換算するための為替レートは次のとおりとする。</u> <u>約定為替レート 円／〇〇</u> <u>（注：為替レートの約定を必要としない場合には、本条を削り、第8条を第7条に、第9条を第8条にする。）</u> （不正行為等に対する措置） 第8条 乙が、甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。 （存続条項） 第9条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第4条及び前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。 2. 調査委託契約約款 （1）約款本文 第1条 ～ 第4条 （略） （委託業務の実施に要する経費の支出） 第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、	（不正行為等に対する措置） 第7条 乙が、甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。 （存続条項） 第8条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第4条及び前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。 2. 調査委託契約約款 （1）約款本文 第1条 ～ 第4条 （略） （委託業務の実施に要する経費の支出） 第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について調査委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠ及びⅡの合計金額の50％以内に限り、流用（Ⅲ間接経費及びⅣ再委託費・<u>共同実施費</u>との間の流用を除く。）することができる。 Ⅰ 労務費 Ⅱ その他経費 Ⅲ 間接経費 Ⅳ 再委託費・<u>共同実施費</u> 第6条 ～ 第7条 （略） （実施計画書等の変更） 第8条 第1項 ～ 第2項 （略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>遅滞なく</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項 （略） 第9条 ～ 第10条 （略） （検査及び報告の徴収） 第11条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>別紙に定める</u>書類その他甲が<u>別に定める</u>書類等を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。	乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について調査委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠ及びⅡの合計金額の50％以内に限り、流用（Ⅲ間接経費及びⅣ再委託費との間の流用を除く。）することができる。 Ⅰ 労務費 Ⅱ その他経費 Ⅲ 間接経費 Ⅳ 再委託費 第6条 ～ 第7条 （略） （実施計画書等の変更） 第8条 第1項 ～ 第2項 （略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>受理した日から10日以内に</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項 （略） 第9条 ～ 第10条 （略） （検査及び報告の徴収） 第11条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>調査委託契約約款別表に掲げる</u>書類その他甲が<u>あらかじめ指定する</u>書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
第 8 項 ～ 第 9 項 （略） 第 1 2 条 ～ 第 2 7 条 （略） （外国法人の特例） <u>第 2 7 条の 2 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、本条に規定するところによる。</u> <u>2 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。</u> <u>3 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。</u> <u>4 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</u> <u>5 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。</u> <u>6 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。</u> 第 2 8 条 ～ 第 3 4 条 （略） （存続条項） 第 3 5 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第 2 1 条、第 2 2 条若しくは第 2 3 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項	第 8 項 ～ 第 9 項 （略） 第 1 2 条 ～ 第 2 7 条 （略） <u>（新設）</u> 第 2 8 条 ～ 第 3 4 条 （略） （存続条項） 第 3 5 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第 2 1 条、第 2 2 条若しくは第 2 3 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
については、引き続き効力を有するものとする。 一 （略） 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 <u>第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第8条第7項、第11条第1項から第8項まで、第12条から第16条まで、第17条第4項、第18条第2項、第18条の2、第19条第1項から第3項まで、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条から第28条まで、第30条から第33条まで</u> 三 （略） 第36条 ～ 第38条 （略） 特記事項 （略） 附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 （中略） 附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第37条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1. この標準契約書は、2025年4月1日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正後の約款第27条の2の規定は、2025年4月1日以降に</u>	については、引き続き効力を有するものとする。 一 （略） 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第3条、第16条、第18条の2、第19条、第25条、第26条から第28条まで、第30条、<u>第32条及び第32条の2</u> 三 （略） 第36条 ～ 第38条 （略） 特記事項 （略） 附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 （中略） 附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第37条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>（新設）</u>

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
<u>締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u> （２）様式 （略） （３）別紙 <u>別紙１－１ 経費発生調書</u> 別紙１－２ ～ 別紙５－２ （略） <u>別紙６ NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙７ 委託業務従事日誌</u> 別紙８ （略） <u>別紙９ NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙１０ ～ 別紙１１－１ （略） <u>別紙１１－２ エフォート証明書</u> 別紙１２ ～ 別紙１６ （略） （４）調査委託費積算基準 第１ （略） 表	（２）様式 （略） （３）<u>調査委託契約約款別表</u> <u>別紙１－１ 経費発生調書</u> 別紙１－２ ～ 別紙５－２ （略） <u>別紙６ NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙７ 委託業務従事日誌</u> 別紙８ （略） <u>別紙９ NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙１０ ～ 別紙１１－１ （略） <u>別紙１１－２ エフォート証明書</u> 別紙１２ ～ 別紙１６ （略） （４）調査委託費積算基準 第１ （略） 表

調査委託契約標準契約書（新）				調査委託契約標準契約書（旧）			
項 目			(摘 要)	項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容		大 項 目	中 項 目	内 容	
I. 労務費	(略)	(略)	(略)	I. 労務費	(略)	(略)	(略)
II. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費	(略) (略) 委託業務実施に直接必要なデータの分析及ソフトウェア、設計等の外注に係る経費 (略)	(略) (略)	II. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費	(略) (略) 委託業務実施に直接必要なデータの分析及ソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費 (略)	(略) (略)
III. 間接経費		(略)	(略)	III. 間接経費		(略)	(略)
IV. 再委託費・共同実施費		(略)	(略)	IV. 再委託費・共同実施費		(略)	(略)
第2 (略)				第2 (略)			
第3 (略)				第3 (略)			